

見本

料金後納
郵便

123-4567
労災三市労災三町労災三中央1-2-3

労災三郎

様

重要書類

差出人

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課
〒177-0044
東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は両面にあります。
矢印の方向へゆっくりと開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

労働者災害補償保険

休業(補償)給付・複数事業労働者休業給付

(1) 支給決定通知

請求人 労災三郎		給付等 の種類	1
支給決定金額	保険給付額	¥243,000	
	特別支給金額	¥81,000	
期間	平成31年 3月 1日 平成31年 3月30日 から まで		
算定 基礎	給付基礎日額	スライド率 (%)	支給日数
	15,000		27
減 額 理 由	一部負担金相当額		
	厚年等調整減額	年金	
	待期期間を控除してあります		

※表記についての説明事項は
裏面をご確認ください。

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を
表記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

中央労働基準監督署長

労働基
準監督
署長印

(必ず裏面をご確認ください。)

(2) 支払振込通知

支払(振込)金額	¥324,000		
振込先 金融機関 店舗名	みずほ銀行 東京営業部	備考	振込
預貯金種別	普通預金		
番号	1301-04120220105006640792		

所在地

文京区後楽1-9-20
飯田橋合同庁舎6・7階

官署名

中央労働基準監督署

03-5803-7383

本通知内容について不明な点は、上記に記載された
労働基準監督署へ照会してください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込の手続をしましたので通知します。

令和 年 月 日

官署支出官 厚生労働省労働基準局

官署支出官
厚生労働省
労働基準局
長印

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで照会してください。

○ (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

表記についての説明事項

1. 給付等の種類欄

- 1…休業補償給付・休業特別支給金
- 2…未支給の休業補償給付・未支給の休業特別支給金
- 3…休業給付・休業特別支給金
- 4…未支給の休業給付・未支給の休業特別支給金
- 5…療養補償給付たる療養の費用給付
- 6…未支給の療養補償給付たる療養の費用給付

- 7…療養給付たる療養の費用給付
- 8…未支給の療養給付たる療養の費用給付
- 9…複数事業労働者休業給付・休業特別支給金
- 10…未支給の複数事業労働者休業給付・休業特別支給金
- 11…複数事業労働者療養給付たる療養の費用給付
- 12…未支給の複数事業労働者療養給付たる療養の費用給付

2. 支給決定金額欄

保険給付額は、給付基礎日額の60/100×休業日数
特別支給金額は、給付基礎日額の20/100×休業日数
（いずれも1日当たり・円未満は切捨てとなります。）
複数事業労働者に関する保険給付の場合、各事業場の給付基礎日額に相当する額を合算した額により、保険給付額・特別支給金額を支給します。

3. 算定基礎欄

休業（補償）給付及び複数事業労働者休業給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、原則として災害発生日の直前3か月の賃金総額により算定する1日当たりの賃金額をいいます。ただし、賃金水準が四半期で10%を超えて変動があった場合、その変動率に応じて増加又は減少（スライド）されます※1。

また、スライド後の額が最低保障額に満たない場合はその額が、さらに、療養開始後1年6か月を経過した場合は、同様に、年齢階層別の最低限度額、最高限度額※2が適用されます。

※1 スライド率欄が空欄の方はスライドが適用されていません。

※2 最低保障額、最低限度額、最高限度額については、毎年8月に見直し改定される場合があります。

4. 減額理由欄

「一部負担金相当額」…通勤災害による休業の場合に初回請求時、原則として200円が控除されます（健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円）。
「厚年等調整減額」…同一の事由により厚生年金等の他の年金を併給している場合には、原則として給付額から一定率の調整を行っています。
「待期間を控除してあります」…待期間とは、休業の最初の日から3日間のことで、この間の休業（補償）給付、複数事業労働者休業給付及び休業特別支給金は支給されません。

5. その他

休業（補償）給付とは、業務災害又は通勤災害を指します。複数事業労働者休業給付とは、複数事業労働者の複数業務要因災害を指します。
療養（補償）給付とは、業務災害又は通勤災害を指します。複数事業労働者療養給付とは、複数事業労働者の複数業務要因災害を指します。

※ 4 冊 通 用

矢印の方向へゆっくりと開いてください

開封される前に、氏名及び住所が正しく記載されているかご確認ください。

ご本人様あての通知書ではない場合、お手数ですが差出人までご連絡をお願いします。

